

同族結合の論理の変化

大野 啓

—岩手県安比川流域の親方—名子関係を中心として

キーワード…親方 名子 屋敷地 血縁関係 同族結合

一 はじめに

本稿はいわゆる名子制度が顕著な形で残存したとされてきた地域で親方—名子が現時点においていかなる関係性を構築しているのかについて検討するものである。研究史上で明らかにされているように名子制度は刈分小作の慣行を基盤としたものである（森嘉兵衛 一九八四、木下彰 一九七九）。したがって、農地解放が実施された時点において名子制度のもとの親方—名子関係が解消したと考えることが妥当であろう。有賀喜左衛門のモノグラフにおいても石神の親方—名子関係は農地解放を契機として解消したと報告されている。⁽¹⁾確かに、筆者が石神の調査を行なったところ、大屋斎藤家を中心とする昭和一〇年代以前にみられた強固な庇護—奉仕関係を基盤とした状態を民俗誌で記述することは不可能な状況になっている。⁽²⁾しかし、現在でもかつて大屋斎藤家の名子であった家の多くは、いまだに大屋が所有権を持つ屋敷地に居住しているのである。つまり、屋敷地を媒介とした関係は、農地解放を経た現在も継続しているといえよう。さらに、現在にいたるまで、元名子の中には大屋の所有する屋敷地から石神の部落内に所有している土地に新しく屋敷を建てて住む例も

みられる。昭和一〇年代以前の事例として位置付けるのであれば、名子ヌケとされる行動をとる例もみられる。このことは、当時と同じものではないにしろ、屋敷地を媒介とする親方―名子の関係性が、当該社会の中で何らかのリアリティを持つものとして存在していることの証左といえよう。⁽³⁾

そこで、本稿では石神と同じ安比川流域に存在する岩手県T郡S町I部落のYと呼ばれる屋号を持つS姓の自家(家番号21)を中心とする別家及び名子分家の関係を中心として、親方―名子の関係性がどのようなものとして地域社会の中で位置付けられているのかについて検討してゆくことにする。⁽⁴⁾ その中で親方―名子がどのような給付―反対給付の関係を保持しているのかとともに、親方と名子の双方が相手にどのような行動を求め、両者の間で規範となるべき親方像、名子像が互いにどのような隔たりを伴いながら関係性が維持・構築されているのかについて検討する。そして、有賀が規定した親方―名子の主従関係を基底とした同族団が農地解放を経てどのような様態を示しているのかを提示することによって、同族結合がいかなる論理を持っているのかを検討することにする。I部落における同族結合がいかなる変化をみせたのかについてみてゆくことによつて、従来の研究によつて重視されていた同族の本質という静態的な側面ではなく、時代や社会の変化に同族がどのような対応を取つたのかという動態的な側面についてみてゆくことができることとなる。

I部落には石神の大屋齋藤家のような卓越した存在の親方は存在せず、かつては本稿で取り上げるYとその分家のS(家番号16)、さらにT(家番号11)、K(家番号22)、D(家番号34)の屋号を持つ五軒の家々が有力な親方として並び立っており、大屋齋藤家が親方―名子関係を基盤として部落の中心をなしている石神とI部落を全く同じ性質を持つ村落として位置付けることは不可能である。しかし、農地解放以前にはI部落の親方も刈分小作を基盤として名子や作子を抱えており、召使として親方の家に仕えたものは、ある程度の年齢になると名子分家もしくはエッコ(家子)として独立を許されるというライフコースが望ましいものであると語られていたこともあり、I部落と石神の親方―名子の関係は高い類似性を持つていたものと考えられる。

二 I 部落と親方—名子関係

(一) I 部落の概要

ここでは、I 部落の概要と I 部落の中で Y 以外の「旦那様」と呼ばれている親方について簡単にみてゆき、さらに、Y を中心とした本家、別家、名子分家の関係性についてみてゆくことにする。I 部落は太平洋に注ぐ馬淵川の支流である安比川沿いに位置しており、近世期に南部藩福岡通代官所の支配下にあった。その影響のせいか、福岡（現二戸市）から鹿角（現秋田県鹿角市）まで続く鹿角街道が整備されており、一九八〇年前後までは福岡とのつながりが非常に強く、大正期になって花輪線の駅が I 部落から遠からぬ所に設置されたが、薪炭などの多くは福岡を経由して出荷していたという。また、近年になって道路が整備され、自動車を使えば盛岡まで約一時間で通えるようになったため、現在では I 部落の人々にとっての中心地は福岡から盛岡に移りつつある。

I 部落は近世には藩政村の Z 村の一部落であり、明治五年に I 部落と G 部落、T 部落の三部落が Z 村となり、同八年には Z 村は W 村と K 村を吸収し、同二三年に隣村の A と合併して、R 村となった。そして、昭和三〇年に T 村と合併し、S 町となって現在にいたっている。二〇〇二年八月一日現在、I 部落の戸数は五九戸。五九戸中一五戸が夫婦ともに六〇歳以上の高齢者世帯であり、高校生以下の子供がいる家が一五戸となっており、徐々に高齢化が進みつつある状況であるとい⁵⁾う。

I 部落は安比川沿いの段丘上に集落が位置し、その周囲には畑が広がり、段丘下には水田が広がる農村としての景観を呈している。現在、I 部落に居住する家のほとんどが第二種兼業農家であり、専業農家として生計を立てているのは、ごく一部の家と年金を受給しながら農業を営んでいる高齢者のみである。なお、第二次世界大戦以前は上田で反収一石程度

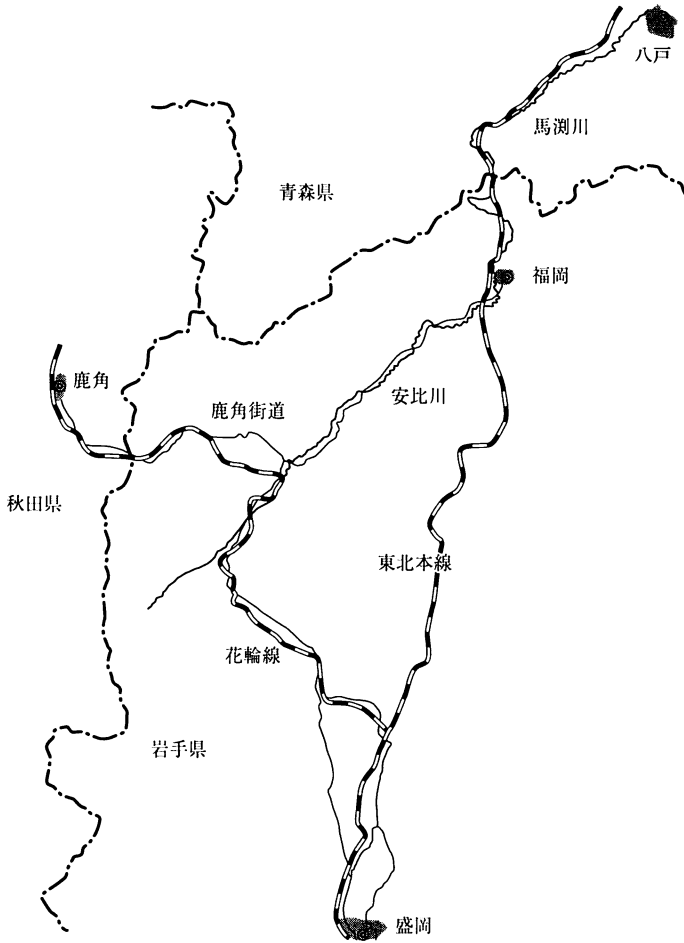


図1 調査地域周辺略図

であつたうえに、用水路からの取水口に近い田には水温が低く稲が育たないため稗を作付けしていた。そのため、農業のみで生計を立てることは不可能であり、親方の家で漆器の塗りを行なったり、親方の所有する牝馬を借りて、仔馬を産ませて市で競にかけその収益を親方と折半する馬小作を行なったりしていた。第二次世界大戦後には、軍馬としての馬の需要が皆無となったため馬小作はほぼ行なわれなくなった。かわって、植林事業が盛んになったため、山林労働者になるものが非常に多くなった。その後、昭和四〇年代前半には

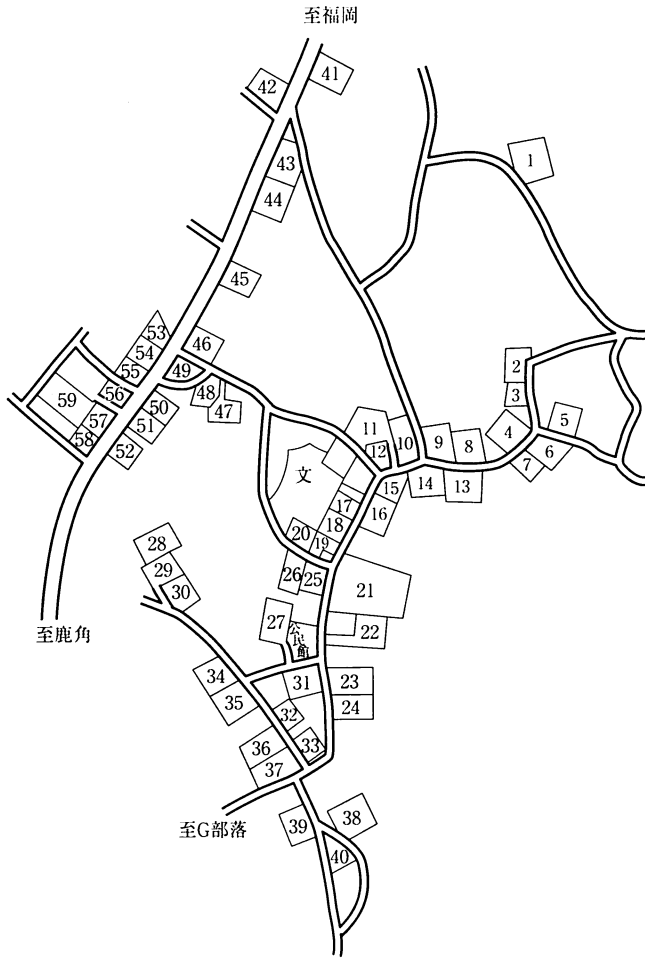


図2 調査地家屋配置図

安比川からの用水路が改築され、稲の品種改良や農業技術の改良も進み、反収は三石程度になり、冷害に襲われない限り米をほぼ自給できるようになった。その一方で、農機の導入により現金が必要となり、安定した現金収入を得るために役場や学校の教員、さらには盛岡などにサラリーマンとして働きに出るものが増加して現在にいたっているという。

(二) 親方—名子関
係の概要

先述したように、I部落にはY、S、T、K、Dの五軒が「旦那様」と呼ばれ、有力な家として親方の位置

を占めていた。これらのうちYとSは本稿の考察の中心となるので後述する。TはI部落の中で親方として名子を抱える家であった。Tは名子に屋敷地と役地を貸与しており、作子と呼ばれるものには小作地を貸していた。その反対給付として名子や作子は農作業や屋敷の手入れの際にはスケに行き、作子は収穫物を現物で収めていた。また、Tの作子の中にはその孫別家も含まれており、農繁期にはTのスケに出ることもあったという。また、その他にもTは牝馬を名子に貸与し、自家で飼育している牡馬で種付けを行ない、仔馬が二歳になると福岡の馬市に出し、その収益を名子と折半していた。さらに、昭和八年ごろを境に徐々に衰え、第二次世界大戦中には廃絶したがTは漆器作りの親方も行なっており、召使や農閑期には名子、別家を使って漆器の塗りを行なっていたという。第二次世界大戦後には漆器製造はすでに廃絶しており、馬の種付けも軍馬の需要がなくなったため、戦前ほど利益が上がるものではなくなり、農地解放によって所有している農地の多くを解放したため、親方としての経済的優位は失われた。Tは元名子の住む屋敷地の所有権をいまだに保有しているが、元名子が農地や屋敷地の手入れのためにスケに出ることはほとんど無いという。

KはI部落の隣のG部落で最も有力なOと呼ばれる家の分家である。Kには名子はいなかったというが、第二次世界大戦以前には作子がおり分作と呼ばれる刈分小作を行なわせていた。なお、作子はKの自作地のスケに出る義務があったといわれているが、現在では詳細は不明となっている。現在、Kの作子となっていた家では、親方から屋敷地を貸与されていないため、親方一名子の関係ではないと認識しており、Kも屋敷地の貸与を行っていないため、名子分家はないとしている。Kは農地解放によって一部の農地を解放したが、現在でも専業農家として、タバコ、リンドウなどの換金性の高い作物の栽培を中心とした経営を行なっている。

DはI部落の中では古くから格式が高いとされる家であり、親方として多くの名子を抱えていたという伝承を持つが、現当主から三代前（明治中期）に、多くの土地を失い、Y、S、T、Kと肩を並べるような経済状況ではなくなった。しかし役地や屋敷地を貸与する名子は農地解放の際まで存在しており、周囲から「旦那様」と呼ばれる親方の位置を保ち続けた。なお、先代のDの当主は教師として岩手県内を転々としていたが、Dの屋敷地と農地は名子がスケとして手入れし続

けていた。農地解放の際には当主が教師としてI部落の外に勤めていたため、不在地主の認定を受け、その所有する田畑のほとんどを解放した。現在でもDは元名子の屋敷地の所有権を保持しているが、親方—名子という関係性は農地解放を持って終了したと考えている。しかし、かつて名子であった家の中にはDを「本家カマド」として付き合いを持っている例もある。そして、Dが屋敷や農作業で人手が必要な場合には全てではないが、かつて名子であった家のもの一部がスケに來るといふ。

以上、本稿で中心として考察するYとその別家であるSを除いて、簡単にI部落の「旦那様」と呼ばれる有力な家々についてみてきた。これらの家々の中でKのみが名子を抱えることはなかったといわれている。ここで、Kは作子が名子ではなかったとした根拠として屋敷地を貸与していなかったことをあげている。この事実ですでに有賀が石神のモノグラフで明らかにしているが、本稿で親方—名子の関係をみてゆくうえで非常に重要なポイントであることを示唆しているのはなからうか。⁽⁶⁾

(三) Yと別家、名子の概要

ここで二〇〇二年八月時点においてYを総本家とする本分家、親方—名子関係が、どのような構成となっているのかについてみてゆく。なお、ここで取り上げるのはYが認識している別家と名子分家を含んだものである(図3参照)。

YはI部落を含む近隣の地区であるZ地区の中でも同部落のD、G部落のOとともに近世期には福岡給人となり(鈴木宏 一九九八 一一—一六頁)、近代には士族となった家で、近隣では非常に格式の高い家であると認識されている。なお、Yは三代前の当主が夭折したため、その母親にSの次男が婿入りし、その結果出生した息子がYを相続し、以降は近隣の町場のAに出ていたSから物心両面で多大な援助を受けるようになったが、YはI部落においては親方としての立場を占め続けた。

YはI部落の中で親方として名子を抱え、家に召使を持つ家であった。農地解放以前には名子に屋敷地と役地、そして

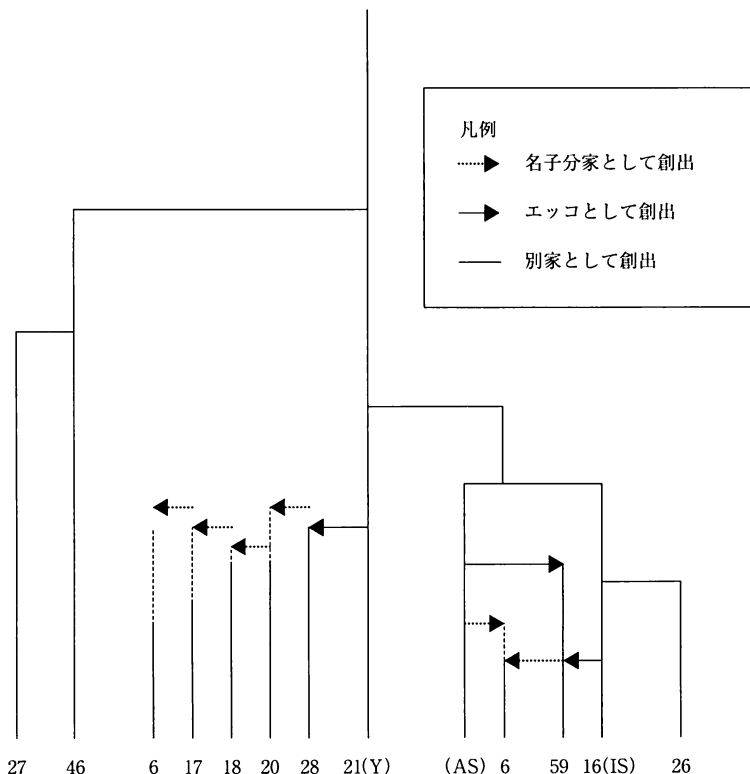


図3 Y同族系譜概念図

分作地を貸与していた。一方、名子は農作業や屋敷の手入れの際にはスケに出ており、分作地の貸与に対しては刈分の年貢を払っていた。その他にもTと同様に漆器の漆塗りの元締めや名子に馬小作をさせていた。Yは第二次世界大戦中に名子を分家として独立させた際には、屋敷地を貸与し、その他に若干の分作地として田畑を貸したという⁽²⁾。しかし、農地解放によって所有していた農地の多くを解放することになった。さらに、ほどなくして当主が亡くなり、跡取りは大学在学中であり、収入の途をほとんど断たれ、残った農地の大部分を売却することとなった。このような状況下においても、名子の屋敷地を売却することはなく、現在でも名子の屋敷地の所有権を保有し続けている。農地解放以降、名子の多くは年間何日という規定はなかったが、屋敷地を貸与されていることに対して、屋敷地の手入れなどのスケに出ていた。Yは名子がス

ケに出てくるたびに、食事を出し、労働の量や質を勘案していくばかりの金銭を渡すこともあったという。なお、一九八〇年代の後半から定額の屋敷地の賃料を取るようになった。その後から、ほとんどの名子がスケに来て屋敷地の手入れをするとはなくなった。そこで、Yは17家と26家、Sのエッコである59家に手間賃を払うことを条件にして屋敷地の手入れを依頼して現在にいたっている。Yではこれらの屋敷地の手入れに対してもスケという名称を使っている。また、近年になってYがダンポール製造業を始め、I部落内に作業所を設置しI部落内に住む名子と別家の名子を雇うことになった。Yでは作業所に働きに來ているものは全て自家の名子であるという認識を示し、Sの名子分家である6家を「新しくできたカマド」であるとしている。

46家はI部落の中で最も古いYの別家である。46家は正期までは作子を持つ家であったといい、I部落の中でも上層階層に入る家であったといわれている。しかし、大正から昭和初年の間にTから名子ヌケした1家に所有している農地の多くを奪われたという伝承を持っており、現在は特に経営規模の大きい家ではなくなっている。

27家は近世期に46家から分かれた家である。46家を本家、Yを総本家として付き合いを持っている。Yや46家の作子になるなどしたという伝承は無く、完全に独立して生計を立てていたという。作子を抱えていたという伝承も無く、農地解放の際には特に影響を受けることもなかったという。

SはYの別家であり、Sの初代が屋号Jの初代である弟と酒造業を営んで産をなした。そして、Sは近隣の町場のAに酒屋の本店を置くため移転し、I部落にはJを住まわせて酒の醸造を任せることになった。以降、Sは酒造業を営みながら、第九十銀行にも出資し資産を増やしていった。しかし、昭和恐慌による第九十銀行の経営悪化の影響を受け破産することとなり、酒屋の免許を鹿角の業者に売り渡して酒造業から離れることになった。Sは破産する直前にその資産をJと名子に譲渡することになり、I部落には所有地がなくなったため、I部落に戻ることはなくなり、完全にAに定着することになった。そして、SがI部落時代に住んでいた屋敷にはJが移り住み、屋号をSとして今日にいたっている。⁽⁸⁾

A Sは酒造業を営んでいたため、多くの蔵人を抱えていた。これらの蔵人の多くは出稼ぎとしてI部落の近隣の部落か

ら来た人々であつたという。これらの中には蔵人としてASに仕え杜氏になり、名子として別家を許されたという例もあつたという。そして、ASがAに移り住み破産して以降、ASが抱えていた名子などはISが引き受けることになつた。その結果、親方の立場はASからISに移つたのである。農地解放の際に当時のISの当主は自らも農業に従事してゐたこともあり、解放した農地の面積は一反程度であり、大きな打撃を受けることもなかつたという。そして、現在でもISは田植えや稲の刈入れの際には名子からのスケを受けている。

26家はJの屋号を名乗っている。先述したようにJは現在のISがもともと名乗つていた屋号であり、現在のJはASがAに移つた後に、ISの当主の娘に婿をとつて別家を創設したものである。26家は別家として独立する際に、自作として生計を立てられる程度の農地の分与を受けたという。農地解放の影響を受けることもなく現在にいたつてゐるという。

28家はYの召使として働いてゐた現在の当主の三代前に名子分家として独立を許された。この時には、Yの当主と養子縁組によつてエツコとしてS姓を名乗ることとなつたという。そして、現在までYの「分家カマド」として付合ひを行なつてゐる。以降、この家はYの所有する耕地を耕作し続けて、戦後の農地解放の際に、Yから農地の解放を受けてゐる。しかし、農地の解放を受けた後も屋敷地はYの所有地のままであり、さらに、現在までYが所有してゐる農地の小作を続けており、Yが必要とする際にはスケを出してゐる。

18家は数代前からYの名子であるが、Yの名子になつた経緯は全く不明である。農地解放までYから役地の貸与を受け、さらに分作地を複数の親方から貸与され、作子として生計を立ててゐた。戦後しばらくして当主の妻の実家が近隣の町場で行なつてゐた商売の手伝いを行なうようになり、作子をやめるようになつた。現在では、世代交替したもの、そのまゝ親戚が経営するガソリンスタンドと自動車の修理工場の従業員兼経営者一族として勤務することになり、生計を立ててゐる。現在にいたるまで、Yの所有する土地を屋敷地としてゐる。しかし、農地解放以降はYとの親方―名子の関係は「本家カマド」と「分家カマド」の関係ではなくなつたとしてゐる。そして、近年になつてYが屋敷地を貸してゐる全ての家から土地の賃借料を取るようになったことを契機として、Yの名子ではないという認識を示すようになり、かつては

稀にYの屋敷地で草取りをする際にはスケに出ることもあったが、現在では全くスケに出ることはなくなったという。その一方で、Yはあくまで18家を自家の名子であると考えている。

分家名子として独立した経緯は全くわからないものの、17家はYの所有する土地を屋敷地としており、Yの名子となっている。第二次世界大戦以前はYから貸与を受けた役地と分作地の耕作を行なって生計を立て、昭和一〇年前後までは、Yの屋敷で漆器の塗りを行なっていたという。その後、漆器の売れ行きが低落するとYから馬を借りて種付けを行ない、仔馬を福岡の市で売却し、売り上げを大屋と折半していたという。農地解放以後はYから解放を受けた農地、その後により買い取った農地とI Sの所有している土地を耕作し、自小作として生活を送っている。なお、YとI Sには必要に応じてスケに出ることもあるという。そして、農地解放以降もYを「本家カマド」として付合ってきたという。しかし、先述したように近年になってYが屋敷地の賃借料を取るようになってから、以前は自主的に行なっていた屋敷地の草取りなどのスケを頼まれない限り行なわないようになり、現在では手間賃を貰ってYの屋敷地の手入れをするようになってきている。そして、現在ではYとの関係は「本家カマド」と「分家カマド」ではないという認識を示すようになってきている。

20家が名子分家となった経緯は全く不明となっているが、農地解放を経て現在にいたるまでYの所有する土地を屋敷地として居住している。Yに対しては屋敷地の手入れなどのスケに出ていたが、Yが屋敷地の賃料を取るようになってからスケに出ることはなくなった。そして、現在Yの屋敷地の手入れとYが経営しているダンボールの作業所に行っていることは、手間賃稼ぎであり、スケではないという認識を示している。

5家も名子となった経緯は全く不明となっているが、農地解放を経て現在にいたるまでYの所有する土地を屋敷地として居住している。なお、農地解放以前に5家はTの作子として刈分小作を行なっていたといい、農地解放ではTから農地の解放を受けたという。5家は農地解放の以前は、Yに対しては必ずスケを出すことになっていたが、Tに対しては頼まれない限りスケに出ることはなかったとしている。なお、5家は屋敷地に賃料を取られるようになってからは、Yから頼まれればスケを出す関係になり、親方―名子の関係を否定するわけではないが、その関係は以前ほど強固なものではない

と認識している。また、5家の老夫婦もYの経営している作業所にパートタイムとして働きに出ている。

59家は現在の当主の三代前にASからYの所有していた土地を屋敷地として貸与されて分家を許された。分家する前はASで蔵人として働いており、最終的に杜氏として酒造の責任者となっていた。杜氏になった際には他の蔵人や召使よりも良い待遇を受けていたという。⁽⁹⁾59家が分家を許されたのは杜氏としての働きにASがこたえたものであるといい、独立が許される際には、ASの当主との間で養子縁組が行なわれ、エツコとしてS姓を名乗ることを許された。その後、ASは酒造業を廃業し、ISにI部落内の財産を譲ったためISの名子となった。また、ISの名子となる際にはASの名子となる時に貸与された役地を譲渡された。昭和四〇年頃までは譲渡された土地と、ISの所有する土地を耕作しながら生計を立て、以降は昭和五〇年代の前半まで建設業を営みながら、自家の農地とISの土地を耕作するという生活を送った。なお、昭和五年前後にYの所有する土地から自分が所有している田を屋敷地に地目転換し、部落内で引越しを行なった。しかし、Yの屋敷地を離れたとはいえ、この家の当主はASのエツコとして分家したことを強く意識しており、AS、ISの両家を本家として、Yを総本家として正月や盆の際には挨拶に赴いている。さらに、ISの田植えなどにはスケを出し、Yの屋敷地の手入れにもスケを出すことがあるという。また、59家はYから手間賃を出すから屋敷地の手入れに来るように依頼されたが、手間賃は取らず、あくまでも自家の総本家に対するスケとして屋敷地の手入れを行なっている。

6家は明治後期にASの名子となった家である。この家はASの所有していた土地を屋敷地としていた。そして、ASが破産した際にISの名子となった。現在6家はISの名子であるという認識を示しているが、ISに対して田植えの手伝いなどのスケに出るようなことは無いという。近年になってYがダンボール製造を始め、6家の当主が働きに出ている。このことよって、ISとの関係に変化は無いというが、Yでは6家に対して「新しくできたカマド」という認識を示すこともあり、Yと6家の間には血縁関係もないことからYのいう「新しいカマド」とは名子として自家のことをみていると判断しているという。特にYに対して6家は異議申し立てをしないが、Yの名子ではないと考えている。

三 親方をめぐる規範

(一) 屋敷地をめぐる葛藤

前節では、Yとその別家及び名子の関係性を各家ごとに触れてきた。ここでは、現時点において、親方と名子が相互の関係をどのようなものとして捉えているのかについてみてゆく。まず、Yが名子の住む屋敷地に対して賃料を徴収したことに対して、名子がどのような反応をしたのかについて確認する。さらに、ISがYの行動をどのように評価しているのかについてもみてゆくことにする。そして、Yのとつた行動がどのような論理によつて行なわれているのか。また、YとISは親方としてとるべき行動の規範をいかに考えているのかについてみてゆくことにする。

先述したように、Yは名子が居住しているほとんどの土地の所有権を有しているが、長らく金銭を媒介とした関係は無かった。しかし、一九八〇年代後半になつて名子から屋敷地の賃料を徴収することになった。先述したように18家は屋敷地の賃料を徴収されると、Yと自家との関係は親方―名子ではないと判断し、Yのスケには全く出ないことになった。このようにYの行為に対して明確な意思表示をする家も存在している。多くの名子はYに対して直接的な意思を表明せず、徐々にスケに出る回数を減らす、自主的に行なつていたYの屋敷地の手入れに行かなくなるなどの行動に出ている。これらの行動は、Yの行為に対して否定的な見解を示していることに他ならない。中には、28家のようにYに対して、以前と変わらずスケを出し続ける家も存在しており、さらに、59家のようにISの名子分家であり、Yの所有している屋敷地から自らが所有する土地に屋敷地を移したにもかかわらず、Yにスケを出す家も存在している。両家のようにYに対して以前と変わらぬ態度で接している家も存在している。これらの家々はYの行動を肯定的に捉えているといえるのであろうか。それでは、以下名子がYのとつた行動に対してどのような認識を示しているのかについてみてゆく。最初に、最もYが

屋敷地の賃料を取ることに對して、否定的な反応を示した18家は、親方―名子の關係で最も重要なことは屋敷地を無料で貸与されることであるとしている。スケに出ることは屋敷地の貸与に對しての行為であると考えているのである。したがって、18家からみるとYのとした行為は親方―名子の關係を終了させるものでしかなかつたといえよう。5家や17家などの家々も親方から無料で屋敷地を貸与されていることが、親方―名子の關係にとつて重要であると考えている。したがって、これらの家々が積極的にスケに出なくなつていふという現状は、Yが屋敷地から賃料を取ることによつて具体的に親方―名子關係の紐帶の弛緩が進みつつあることが顕在化したのである。28家にしても屋敷地の賃料を徴収するというYの行為は、親方と名子の關係性を薄くするものであるといふ認識を持つており、必ずしも肯定的な考えを持つていないわけではない。しかし、他家に比してスケを積極的に出し続けているのは、「本家カマドとの付合は昨日今日に始まつたこと」でねから、その付合いを變えるわけにはいかね」からであると説明している。すなわち、28家が獨立して以降続いた關係を急激に変化させることは望ましいものではないとしているからである。また、28家もYを「本家カマド」として位置付けており、伝統的に続く親方―名子の關係と考えているわけではない。

名子は親方―名子の關係を維持するための重要な要件として屋敷地の貸与を捉えている。したがつて、屋敷地の賃料を取るようになったYと名子との間には互いの關係性について見解の相違が生じているといえよう。

(二) 親方像のズレ

名子とYとの間に親方―名子の關係性についての認識のズレが生じていることは、名子とYとが抱いている親方像と名子像の間にズレが存在しているからであろう。そこで、名子は親方が親方として存在するためにどのように行動をするかとが、その規範に沿うと考えているのかについてみてゆく。

筆者が親方―名子の關係についての調査を行つた際に、親方のあるべき姿として複数の話者から度々以下のような話を聴取することがあつた。ASが昭和恐慌の影響で破産する前に、名子の子弟に非常に学力の優秀な子供がおり、その子

供をA Sの家に引き取り、医専に進学させて医者になるまでの学費、生活費、小遣いなどの一切合財の面倒を見た上にAの町場で開業する資金まで出したという。このA Sの行為については、「昔の旦那様のすることは、腹が大きかった」として、名子の子弟を世話したうえに、Aという近隣の町場に医者を開業させたことについて、親方らしい行為として語られるものである。さらに、かつては凶作によって名子の生活が立たない場合には、「(親方から)ほとんど年貢を取られることねで、旦那様がいるものをくれた」とし、それゆえ「旦那様が言うことは何でも聞かねばなんねかったし、逆らうことなんて考えもしねかった」と語られるのである。いわば、現在も名子である人々からすると農地解放以前の親方は、名子の生活保障をしたうえで、時によっては地域の人材育成にも一役買うことができる存在であった。それゆえ、名子は親方の権威に対して承服していたのである。しかし、現在の親方に対しては「旦那様つてえばつてみても、昔みたいにできもしねし、する気もね」として、かつてのように名子の生活の世話をする気概も実力も無いという不満を表明している。

現在の名子は農地解放以前の非常時にみられた親方の行動、特に名子に対する生活保障を行なったという行為に親方としての規範を求めているのである。このような名子の親方観があるため、Yにどのような論理があったとしても屋敷地の賃料を徴収するという行為は、最低限の生活保障である金銭を媒介としない屋敷地の貸与を放棄した行為として、名子から肯定的な評価をされるものではない。Yが屋敷地の賃料を徴収することは名子が親方からの生活保障として自明のこととして享受していた慣行に対する挑戦的な行為と取られたのである。

次に、部落の中でほぼ同じクラスの家でどのようにYの行為がうけとられているのかをみてゆくため、Yの別家でありながらI部落の中で親方として位置付けられているI SはYが屋敷地の賃料を取るようになったことをどのように捉えているのかについてみてゆく。

Yが名子の屋敷地に対して賃料を取るようになった際にもI Sは追従することはなく、6家と従来の関係を継続し続けている。I Sが屋敷地の賃料を徴収しないのは、現在でも親方として名子に与えることのできるほとんど唯一の恩典が無料で屋敷地を貸与することであると、屋敷地の賃料を取ることで名子への恩典を付与することができなくなり、親方と

しての立場を放棄することになると考えている。そのため、I Sは名子から屋敷地の賃料を徴収することは、家が困窮して固定資産税そのものが払えなくなるような立場に陥らない限り、いかなる事情があろうとも親方がすべきことではないと考えている。さらに、I 部落の周辺地域の親方とされている家々の中には経済的に困窮し、名子に屋敷地を売却したという例があり、屋敷地に対して賃料を取ることはこれに類したものと判断される可能性があるとしている。いわば、I SからすればI 部落周辺の社会の論理として親方が伝統的に続いている名子の屋敷地への慣行に手を付けることは経済的な困窮を覆い隠すことができなくなったこととして捉えられることなのである。

I Sが示した地域社会の屋敷地に対する考え方からすると、Yは経済的に逼迫した状況にあると考えられるのである。しかし、現時点においてYの経済状態が悪化したという話を聞くことはない。むしろ、Yは先代の当主が農地解放後に死去した後に、農地の切り売りをしなければならぬほど経済的に苦しくなった時を底として、経済状況は回復しつつあり、現当主が始めたダンボール工場の経営は良好であるという。Yが名子の屋敷地から賃料を取るようになったのは、地域社会の通念とはまったく別の論理が存在しているのであろう。ここで、Yが名子から屋敷地の賃料を徴収するようにいった論理をみてゆく。

Yが所有していた農地の大部分を手放してからも、名子からスケは出ていたが、昭和四五年頃を境として、年を追うごとに名子がスケに出る日数が減少してきた。この傾向に対してYは名子が屋敷地の貸与を受けているという意識が薄くなってきたという危惧を抱き、親方―名子の関係性が希薄化してきた可能性があると考えた。さらに、I 部落の高齢化が進み、名子の家の中でも高齢者世帯になろうとしている家もあり、I 部落の外に出ている世代が家を相続する際に、屋敷地の所有権を争う可能性があるという点に危機感を募らせた。これらの危機感を解消するためには、名子に親方であるYが屋敷地の所有権を保持していることを再確認させることが重要であり、名子に屋敷地の賃料を払わせることによってYに所有権があることを再確認させようとしたのである。

Yも名子から屋敷地の賃料を徴収することは、親方として望ましいものではないと考えている。Yは名子に対して何ら

恩典も与えることができないことは親方としての沽券にかかわることであると考えている。Yが名子に賃料を払いに来させるのは、屋敷地の所有権を確認する儀礼のようなものであると考えており、Yが名子に対して課した屋敷地の賃料は固定資産税にも満たない額であるという。さらに名子が屋敷地の賃料を払いに来た際には、茶菓で饗応したうえに何らかの土産を持たせて家に帰すことにしている。茶菓での饗応や土産を持たすという行為は、屋敷地を無料で貸与することの代替行為としての意味を持つていえるといえよう。そして、Yはこの行為によつて名子に対して恩典を付与していると考えており、親方としての立場を維持しようとしているのである。

これまでYが屋敷地の賃料を徴収することに対する反応を当事者である名子とISについて述べ、Yがいかなる論理で屋敷地の賃料を徴収しているのかについてみてきた。屋敷地の無料貸与から賃料を徴収するようになったことについて、名子と親方であるISは否定的な見解を示し、家によつては親方—名子関係が解消したとまで考えているのである。一方、Yもその行為について肯定的ではないが、賃料を持参した名子を饗応し、土産を持たせることによつて名子に対する恩典を与え、親方としての義務を果たしたと考えているのである。この認識の差異は親方と名子の間で規範とする親方像にズレが存在していることを明らかにしている。名子にとつては具体的な形で生活保障を行なうことが親方としての務めであり、その最低限の義務が、いわば金銭を媒介としない屋敷地の貸与だったのである。一方、親方は恩典を与えることが親方としてあるべき姿であると認識しているのである。

四 名子像

(一) 親方のみる名子像

前章では親方、名子両者が抱く親方像についてみてきた。そこで、親方、名子が名子とはいかなる存在であるとしてい

るのかについてみてゆく。なお、名子の中でも28家や59家のように親方と養子縁組をして名子となったエツコと呼ばれていた家と名子の間では、名子についての認識が異なっている。したがって、親方とエツコ、名子とそれぞれが抱いている名子像についてみてゆくことにする。

Yは親方の家に召使として住み込みで働いたものが、屋敷地と役地を貸与され、屋敷と家財道具一式を与えられ「分家カマド」として独立を許されたものが名子であると考えている。そして、名子として独立した家は、I部落内に居住し、新たに自家の所有地に家を建てない限り親方の名子であり、かつ「分家カマド」であるとしている。また、Yは現在では自らが経営するダンボール工場に働きに来ている人の家について「新しくできたカマド」のようなものであるという認識を示している。このことに対して周囲は、Yが経営する工場で働くことは、かつて名子が漆器の塗りをYの屋敷で行なっていたことと同じレベルで考えているのではないかと推測をしている。なお、Yでは名子については「血はつながってねから親戚ではねが、ウラホの分家で親戚みたいな付き合いをし」ているとの認識を示している。しかし、先述したように名子が自家のスケに出てこないことを親方―名子関係の崩壊の危機と捉えており、明らかに本家と血縁分家である別家との関係とは異質なものと考えているといえよう。

I Sでは名子は、独立する際に「本家カマド」として親方から所有地を屋敷地と耕地としての役地を貸与され、屋敷を建ててもらった家であるとしている。かつて、全ての名子が親方の家の農作業や屋敷地の手入れなどにスケに来ていたのは「分家カマド」として独立させたことに対する礼であったと考えている。現在でも名子とされている家の多くは、親方から屋敷地の貸与を受けており、親方に屋敷地を返すか、親方から屋敷地を購入すれば名子でなくなるといふ見解を示している。また、I Sに対してスケに来ることが無い名子もあるが「これも時代の流れだし、昔と違って名子にものをもっていないというのを聞くものでもねし、こっちも旦那様だといってえざる時代でもね」とし、親方―名子関係の意識が徐々に薄れつつあると認識している。しかし、「向こう（名子）が付合ってくるうちは、本当の親戚ではねが、分家カマドなどで親戚付合いをせねばなんね」関係であると認識しており、名子がどのような付き合いをしてくるかによって、本分家とし

ての関係にもなれば、単なる同じ部落に住む家同士の関係にもなると考えているのである。

I Sの名子である59家はYが所有する土地に屋敷を与えたものであり、現在ではI部落内の自家の所有地に屋敷を建て住んでおり、I Sの認識と矛盾する存在である。しかし、59家はI Sが田植えなどの農作業を行なう際には、いまだにスケに出てくる上に、正月と盆にはI Sを「本家カマド」として、どの家よりも優先して挨拶に行っており、名子としての行動をとっているからであるという。

(二) 名子、その自己表象

59家は自家や28家は他の名子と異なつた存在であると認識している。先述したように、両家はエッコと称して、名子として独立する際に親方と養子縁組によつてS姓を名乗ることとなつた。そして、エッコは独立する際に、名子に比べて広めの役地を支給されたという。そして、親方とエッコの関係は親方の所有する屋敷地を出ても続く「本家カマド」と「分家カマド」の関係であるとしている。59家は親方と名子の関係は、親方が屋敷地を貸与し家を建てて独立を許したため「本家カマド」―「分家カマド」という関係になつているが、屋敷地の貸与を受けることがなくなれば解消される関係であるとしている。

現在、名子と呼ばれている人々は、名子という立場はかつて親方の家で奉公し、その結果、「分家カマド」として親方に屋敷を建ててもらつて独立したものであるとしている。そして、農地解放前までは「もし何かあれば、旦那様に頼んねば」ならなかつたので、「旦那様のおっしゃることは逆らえねかつた」と語られることがあるように、凶作や祝儀、不祝儀の際には親方の助力無しで乗り切れることは困難であつたという。現在では「旦那様といっても、えばつてるだけで昔みたいに（生活を）みてくれね」から「名子といっても昔みたいに旦那様に遠慮しなくとも」良くなつたとしている。それでも、スケに出ていたのは長年続いている慣習であり、屋敷地を無料で借りている負担と、I部落に住む以上は理由もなく一方的にやめるわけにはいかなないと考えていたからであるという。

現在でも親方は「カマド」として扱い、同族としての関係が存在しているとしている。しかし、名子は親方と血縁関係がないため、本家と別家のように半永久的に続く関係である「カマド」ではなく、屋敷地を親方から購入するか、親方に返還すれば解消される一時的な関係であると考えているものが多い。

以上、親方、エッコ、名子のそれぞれが名子という立場をどのように考えているのかについてみてきた。全てに共通している名子に対する認識は、親方から屋敷地を貸与されて、屋敷を建ててもらい、親方の「分家カマド」として独立を許されたというものである。Yのように親方―名子の関係はいまだに再生産されているという見解を示す例もみられ、同じ親方でも、ISは親方―名子関係は名子が自らを名子として意識しなくなったため、解体しつつあるという認識を示す例もみられる。名子の多くは農地解放前から屋敷地を媒介とした関係性が継続しているため名子の立場にあるだけであると考えている。そして、名子は親方との関係性が希薄化、もしくは解消してゆくものであり、新たに名子になる家が出てくる可能性は皆無に等しい考えとしている。

現在の時点で親方からみた名子という立場は親方の経済的な恩恵（現時点では屋敷地の貸与や作業所での雇用）を受ける存在であり、スケは恩恵を受けたことに対しての承認という意味合いが濃いものであるとしている。一方、名子自身からみた名子という立場は、あくまでも農地解放以前に構築された親方―名子の関係性の残滓であり、いずれ解消されるべきものであると考えられているものである。また、親方は名子をあくまで、「分家カマド」として別家に準じた付合いを持つべき家であるという認識を示している。その一方で、名子は親方―名子については、本家―別家とは全く別の次元のものと考えている。しかし、エッコは自家と親方との関係はあくまで本家―別家の関係に準じたものであるという認識を示しているのである。

五 同族結合の論理

(二) 農地解放以前の同族結合

ここでは、Yを中心とした本家、別家、名子分家がどのような論理によって同族としての求心力を持ちえているのかについてみてゆく。現時点における同族の結合は少なくとも、親方―名子という関係性を軸とした場合には強固なものではなく、徐々に解消される方向に向かっていつている可能性が高いといえよう。そこで、同族結合が農地解放以前にはどのような論理によって保たれていたのかについて、有賀による石神のモノグラフから抽出してゆき、I部落の事例と比較し、どのような結合の論理の変化があるのかをみてゆくことにする。

有賀の記述は大屋齋藤家を中心とした石神の中の給付関係に焦点が当てられているため、昭和一〇年の時点での石神の大屋齋藤家を中心としてその別家と名子がどのような論理で結合していたのかをみてゆくことにする。石神において別家を分出する際は、本家から屋敷地、耕地、山林、家財道具一式を分与され、家を新築してもらうことになっていた。その分与財産は地主もしくは自作農として生計を立てうるだけのものであるが、本家の財産に比して圧倒的に少ないものであり、その資産の差があまりにも大きく本家とは対等の付き合いができていた(有賀喜左衛門 一九六七 六一―六二頁)。ただし、別家、孫別家は大屋との付き合いのなかで、屋根葺き、婚姻、葬式などの際には相互にスケを出し合うスケアイを行っていたが、田打ち、田植などの農耕にかかわるスケを出さないことになっていたという。このことは、別家が大屋に対して一方的にスケを出す存在ではないことを示している。これについて、有賀は農耕のスケを行なわないことは別家を名子や作子と身分的に区別することに根拠があったのではないかという推測をしている(有賀 一九六七 一二四―一二五頁)。

本家が召使を名子分家として分出する際には屋敷地と耕地（役地と分作地）を貸与し、家財道具一式を分与する。特に、大屋と近い関係、もしくは特別に功労があつた召使は別家格名子となり、他の名子よりも耕地が多くあてがわれ、分与される家財も上等のものであつたり、品数が多かつたりしたという。近世期に分家した一軒の例外を除いて屋敷屋を分与されることは無く、貸与されるものであつた（有賀 一九六七 六四〇七―一頁）。屋敷地の貸与以外にも名子は大屋から利息なしで食継米や医者にかかる際の現金を借りることがあつたといひ、必要に応じて衣服や鍋釜を借りることもあつたといふ。そして、大屋が田打ち、田植、草取りを始めとする農耕、屋根葺き、婚姻、葬式などを執り行なう際には名子がスケに出ることになつており、分作を行なつている作子も名子より日数は少ないながらもスケを出していた。そして、スケに出ると大屋から食事が出され、その帰りには大屋から藁を貰つていたのである（有賀 一九六七 八二頁、一一〇―一一頁）。

大屋から屋敷地を買い取り名子から作子になると大屋に対するスケの量は約半分になつた。作子になれば名子ほど大屋と緊密な関係を持つことはなくなるが、旧来の関係の延長線上にあるものとして大屋の山林に入つたり、金穀を借用するなどの助力を受けていたのである（有賀 一九六七 一四五頁）。

以上のように、大屋を中心として生活全体の給付関係に焦点をあてると名子も作子も大屋に対してスケを出す一方で、日常生活を始め、多くの場面で大屋に依存していたという共通性を持つていたのである。すなわち、有賀も「作子の存在を筆者註）名子と全く切り離して理解することはできない」といふ見解を示しており（有賀 一九六七 一〇五―一〇六頁）、大屋を中心とした生活全般の保障という意味において、大屋―名子と大屋―作子の関係の差は量的なものであつて質的なものではないといふことができる。

それでは、同族の結合の論理を注視した場合にも、大屋にとつて名子と作子の関係は同質のものといえるのであろうか。名子は大屋のマキに属しており、大屋の同族団の一員であるとしてゐる（有賀 一九六七年 六四頁）。さらに、石神の中に居住するものが、屋敷地を大屋から貸借すればそれ以前に全く関係がない家であつても名子となり、大屋の同族団の中

に包摂された。その一方で、有賀のモノグラフでは作子は大屋と生活の相互給付関係という意味においては密接な関連があるとされているが、作子がマケの範疇に入っているという記述は全くみられない。すなわち、作子は名子と異なつて大屋の同族団の中に含まれていないのである。

別家と名子の親方との関係性の差異をみると別家には屋敷地が分与され、名子分家には屋敷地は分与されず貸与されるのみである。すなわち、大屋との血縁関係の有無によつて待遇は異なつていゝといえる。しかし、昭和一〇年以前の石神においては本家の当主との血縁の有無にかかわらず、本家から屋敷地を分与もしくは、貸与されることが同族として認知されるための要件だったのである。名子の家に次三男などがおり、屋敷地を分与すれば、名子の別家が創設されることになるが、屋敷地を分与することが不可能であれば大屋などの召使として生活し、名子分家として独立させてもらうことが望ましいものであつたのである。この時には、親元の家を本家とせず、主人を本家としたのである（有賀 一九六七 一〇〇～一〇一頁）。本家からの屋敷地の分与もしくは貸与による紐帯こそが昭和一〇年代以前の石神における同族結合で最も優先されるものだったのである。

昭和一〇年代以前の石神では屋敷地の分与もしくは貸与が同族結合の核心であつた。そして、農地解放の際にも大屋から名子に屋敷地の解放は行なわれなかつた。つまり、屋敷地の貸与という大屋―名子関係、同族団の基盤をなす媒介は存在し続けていたのである。しかし、大屋と名子の関係は昭和一〇年代以前のものとは全く変わり、名子は屋敷地を貸与されているが、名子意識を持つことはなくなり、「ほとんどの名子は屋敷地に対する一方的なスケを出さなくなつた」のである（有賀 一九六七 三七七頁）。これは、大屋を中心とする同族の結合から名子が脱退していったことを意味しているといえよう。すなわち、名子が大屋に対して名子意識を持つことがなくなり、昭和一〇年代以前のように大屋との結合が屋敷地によつて担保されなくなつたのである。つまり、農地改革以降は大屋を中心とする同族結合から非親族分家であつた名子の家が削ぎ落とされた形となつたといえる。

簡単に石神の昭和一〇年代以前と農地解放以降の大屋斎藤家を中心とする同族がどのような結合の論理を持っていたの

かを見てきた。昭和一〇年代以前には石神では屋敷地の分与、貸与が同族結合の核となり、非血縁の名子までを包含した同族団を形成していたのである。しかし、農地解放を契機として、屋敷地の分与、貸与は大屋と血縁関係のない家々にとつての結合の求心力となりえなくなり、大屋の血縁関係を持つ家々のみで同族団が構成されることになった。いわば、農地解放を画期として同族結合の核心は屋敷地から血縁に変化していったのである。

(二) 農地解放以降、そして現在の同族結合

現在、I部落のYを中心とする同族がどのような結合の論理を持っているのかについて、親方―名子の関係を中心にみてゆく。これまでみてきたように、I部落でも石神と同様に農地解放を契機として親方―名子の関係性が解消されたとしている例もみられる。しかし、現在でもYと名子ISと名子の関係のように親方―名子の関係性が、昭和一〇年代以前の石神のものとは、異なった形ではあるが継続している例も存在している。そして、親方は名子を血縁をはじめとする親族関係はないが、屋敷地を貸与している限りは別家に準じる「カマド」の付合いを行なうべき家であるとしている。その一方で、名子の多くは親方―名子の関係を本家―別家のように血縁によつて形成された関係ではないため、永続する関係ではなく、屋敷地の貸与によつて成立している関係であるとしている。そして、エツコと呼ばれる名子は親方と血縁関係がなくとも、自家と親方の家は「本家カマド」と「分家カマド」の関係にあり、他の名子と異なつて屋敷地を親方に返しても継続する関係であるとしている。現在のYを中心とする親方―名子の関係性をみてみると、同族の紐帯となる論理は、昭和一〇年代以前の石神のように屋敷地の貸与という論理が核となつているとはいいがたい状況にある。また農地解放以降の石神のように、完全に屋敷地を媒介とする同族結合の論理が消滅しているともいえない。当然、現在のYを中心とした事例では親方と名子相互が互いの関係性を異なつたものとして捉えているのであり、同族の紐帯がどのようなものであるのかという事は、一概にいうことができない。

現在のI部落の親方にとつて同族の関係は血縁関係にあるものに屋敷地を与えて別家として独立させたという経緯を持

つてゐることが基本であると考えてゐる。ただし、親方―名子の関係は、屋敷地の貸与によつて同族としての関係が構築されたものであるとしてゐる。Yが新たにできた「カマド」としてゐる6家に対しては屋敷地の貸与もなく、従来であれば親方―名子の関係となりえないものであつた。しかし、Yは第二次世界大戦以前の親方―名子の関係では、親方が名子の生活保障を行なつていたことも、名子を「分家カマド」としてゐた理由の一つと考えており、6家の例もその延長線上にあるものとすることができよう。すなわち、親方にとつて昭和一〇年代以前の石神のように同族結合の核には屋敷地の存在があり、さらに例外的な事例ではあるが、Yは親方が生活保障をしてゐると考えてゐる家も親方の同族に包摂されるという考え方を示してゐるのである。

一方、名子の大多数は親方―名子の関係が「本家カマド」と「分家カマド」という同族の関係ではなくなつてゐると判断してゐる。現時点において、名子が親方―名子が同族の関係たりえない理由としてあげてゐるのは、親方と血縁関係が存在してゐないことである。その一方で、親方が名子の面倒をみることができなくなり、名子もI部落の外に仕事を持つようになり親方から生活の保障を受ける必要がなくなるまでは親方を「本家カマド」として付合つていたという事実もある。したがつて、現時点では親方―名子の関係を「本家カマド」と「分家カマド」の関係としてゐない名子は、血縁関係のない家を「本家カマド」とする条件として、親方による生活の保障が存在していなければならぬという判断を示してゐるのである。

エツコは通常の親方―名子関係は屋敷地を返還すれば解消される「本家カマド」と「分家カマド」の関係であるとしてゐる。一方、エツコと親方との関係は屋敷地を返還しても解消されない「本家カマド」と「分家カマド」の関係であるとしてゐる。これは、エツコが名子として独立する際に、親方と養子縁組をして姓を貰つたからであるといひ、あくまでも親方の家との関係は別家、いわば血縁を持つ本分家関係に準ずるものとして位置付けてゐるのである。

六 むすびにかえて

本稿ではいわゆる名子制度が残存してきた、岩手県北部に位置するT郡S町I部落のYを中心とする親方―名子関係を軸とする同族について、どのような様態を示し、当事者の中でいかに位置付けられてきているのかについてみてきた。

ここで、親方―名子の関係性を当事者がどのようなものとして位置付けているのかという問題についてみてゆく。I部落では親方―名子の関係が解消されることなく、現在にいたるまで継続している。しかし、親方、名子の両者はともに、現在の関係が親方―名子関係のあるべき姿ではないと考えている。Yをはじめとする親方は、名子に経済的な恩典を与えることへの礼として親方が必要とするときにスケなどの労力を提供することが、親方―名子関係のあるべき姿であると考えている。また、名子が望ましいと認識している親方―名子の関係では親方が名子の生活保障を行なうべきであり、その事実によって名子は親方にスケを出すものとしている。親方からの生活保障があつたからこそ、名子は親方を「本家カマド」として奉つていたのだとしている。親方、名子の両者は現在の親方―名子の関係に否定的な見解を示し、ある意味では親方、名子の双方が理想的な親方―名子関係は農地解放以前にみられたものであるとしている。

両者の間での親方―名子像にズレが存在しているため、Yが名子に貸与している屋敷地の賃料を徴収したことに對して、親方と名子では反応が大きく異なつた。親方であるYは屋敷地の貸与以外での経済的恩典を与えるという行為によつて、親方としての義務を果たすことができると判断したのである。また、ISも名子が経済的な恩典と考えるものは屋敷地の無料貸与しかないという判断によつてYの行動に否定的なのであり、名子に経済的恩典を付与することが親方の責務であるという考え方に否定的な見解を示しているわけではないのである。しかし、名子にとつて親方から屋敷地を無料で貸与されることは、親方―名子関係で最後に残されていた生活保障の行為であり、親方が一銭たりといえども屋敷地の賃料を徴収することは、親方としての義務を放棄することに他ならなかつたのである。

親方―名子の関係性を「本家カマド」―「分家カマド」といういわゆる同族の関係として捉えるか否かについても親方と名子の見解は異なっている。親方は名子がⅠ部落に住み、親方が貸与した屋敷地を返すことがなければ、同族の関係にあるとしている。一方、親方と血縁関係がないため、多くの名子は親方と同族の関係はないとしている。親方―名子の関係を同族として認知しているのは親方と養子縁組を行ない、親方と同じS姓を名乗って血縁関係を擬制したエッコと呼ばれる名子だけなのである。

次に、同族の結合はどのような論理によって求心力を保っているのかという問題についてみてゆく。昭和一〇年代以前の石神では、屋敷地の分与もしくは貸与が同族の結合の核心であった。Ⅰ部落においても農地解放以前は、屋敷を媒介として同族の関係は構築されてきた。そして、現時点にいたるまでⅠ部落では石神のように親方―名子の関係が完全に崩壊することはなかったが、親方―名子Ⅱ「本家カマド」―「分家カマド」という図式が徐々に崩れつつある。これは、先に指摘したように現在でも親方は親方―名子関係Ⅱ「本家カマド」―「分家カマド」という意識を持っているが、名子が親方とは血縁がない以上は親方の「分家カマド」ではないと認識しているからである。これは、親方が屋敷地の貸与を中心とする経済的恩典に、名子は血縁関係に同族結合の本質を見出しているためである。すなわち、親方と名子の間で同族を構成するために必要であるとしている要因の理解に差異が存在しているのである。それでは、なぜ名子は同族結合の核心を屋敷地の貸与から本家との血縁関係へと変化させて理解するようになっていったのであろうか。

名子が求める親方としての規範は名子の生活保障を行なうということであった。農地解放以前には親方の突出した経済力による援助によって始めて名子は存在しえたのであり、親方の「分家カマド」となつて親方の家との関係性を強化することは、他家より有利な条件で生活保障を担保するためにも必要不可欠のことであった。すなわち名子は親方と同族関係を構築することが家の生存のために必要なものであったのである。ところが、昭和一〇年前後には漆器の需要が低落し、漆器製造の親方として経営を続行することが困難となり、第二次世界大戦終結によって軍馬の需要が消滅するようになった。その結果、名子の現金収入を得るための生産手段が親方の手から離れていったのである。さらに、農地解放によって

親方は農地を解放することになった。以上の要因から親方と名子の関係は親方が圧倒的に優位な経済的状況を維持することは困難となり、以前と同じレベルで名子に対する生活保障を行ないえなくなったのである。昭和三〇年代以降は山林労働による現金収入を得、昭和四〇年代以降は給与所得者となった名子は親方に依存しなくとも安定した生活を送ることが可能となったのである。その結果、名子は親方を「本家カマド」として関係性を強化する必然性はなくなったのである。そして、名子にとって親方は徐々に生活保障をする不可欠の存在から屋敷地の所有権を持つだけの存在へと成り下がっていったのである。

I部落において親方が名子を「分家カマド」として創出することは、親方の家に血縁関係のない召使が包摂されていることが前提となっていた。第二次世界大戦以降には名子を「分家カマド」として創出することはなくなった。これは、親方が名子を「分家カマド」として独立させるだけの経済力を持ちえなくなったことと、漆器業の衰退、農地解放による農地の喪失と農業技術の進歩による省力化の影響によって、親方の家に召使が存在しなくなったという家の構成が変化したことにも要因があるといえよう。すなわち、I部落では親方の経済力の凋落と家経営のあり方が変容したため家は血縁者のみで構成されることとなり、同族結合の論理が変化したのである。そして、農地解放以降は新たに「カマド」を分け、同族の一員となるのは本家と血縁関係にあるものだけとなり、「本家カマド」と「分家カマド」の関係性は血縁によってのみ構築されるというイメージが強化されたのであろう。

Yは自らが経営する作業所で雇用している6家を「新たなカマド」とあると考えているように、名子に経済的恩典を付与することが「本家カマド」たる親方であるという自己像が存在している。しかし、名子が抱く親方像では、名子が親方なしに生活をしないことが条件であり、現時点において、親方―名子の同族としての関係性は解体してゆく方向にあると考えている。つまり、I部落の同族は生活保障を行なうための家と家との関係性であったものが、昭和一〇年代から農地解放にかけての社会の変容を受けて、緩慢ながら現在にかけて血縁関係が前提となる親族的な家と家との関係性へと変化しつつあるのである。なお、エッコは親方を「本家カマド」としているのは、エッコが「分家カマド」として独立する

際に、親方との養子縁組によって、擬制された血縁関係を有するものとして自らを位置付けているからである。

以上これまでの事例分析を振り返って現在の親方―名子関係の位置付けと、現在の同族結合の論理についてみてきた。I部落において惹起している屋敷地を媒介とするものから血縁関係を前提とする同族結合の原理の変化は、同族が血縁関係のない非親族をその構成員として包摂しうる存在から非親族を排除（本事例では非親族が離脱）し、別の次元の論理による存在へと変化していることを示していることに他ならない。

最後に本稿の同族研究における位置と今後の課題についてみてゆく。本稿において筆者は、親方―名子関係を中心とする民俗誌的な記述を試みた。その結果、I部落では時代の変化によって家の構成に変化が生じ、同族結合の論理にも変化をきたすことを指摘した。少なくとも、民俗誌的な記述から同族研究を行なう場合には、同族の本質を求めるよりも、その変化を捉えて当該社会における論理を汲むことが必要となろう。

また、現時点のI部落の状況をかながみると、近代に入って同族は親族的な性格を強めたという長谷川善計の指摘は（長谷川善計他 一九九一 一四二頁）、非常に興味深いものがある。本稿の事例においてみてきたように、現在、同族は親方の家が近代家族的な様相を示すにいたって、その関係性と結合の論理が変容しようとしている。今後は、なぜ親方―名子関係を基盤とした同族結合の論理が存続していたのかについて検討する作業が必要となろう。

註

(1) 有賀は第二次世界大戦後、特に農地解放以降、大屋齋藤家と名子の関係は変質したとし、屋敷地は解放されず、大屋の所有地であり続けたものの、名子であった人々も名子であるという意識はなくなつたと報告している（有賀喜左衛門 一九六七 三七七頁）。

(2) 現在でも石神において大屋齋藤家の力は絶大であるとされている。しかし、現時点において大屋齋藤家が経営する事業の従業員や小作としてのみ生計を立てるような家はなく、石神部落外に生計の途を得ている家が多く、かつてみられたよ

うな大屋斎藤家を中心とする全体的給付関係を描くことは不可能である。

(3) 現在は直接相手に対して「名子」という表現を使うことは稀であるが、「あの家は今でも大屋の名子」であるとか、「ウラホ（私）の家は、昔大屋の名子だったども、今では名子ではね」などとという会話が交わされることがあるのも事実である。

(4) 本報告のデータは一九九八年六月から二〇〇二年八月までに数次にわたって行なった聞き取りを中心にした調査によって得たデータである。なお、本報告において対象とするのは岩手県北部の安比川流域に存在する一村落である。本報告では個人的なデータも存在しており、さらに、上下関係を伴う家と家との関係が存しており、各家、個人のプライバシーにかかわるデータを提示せざるをえない。したがって、プライバシー保護のため調査地の具体的地名および、姓、屋号などの名称の使用を避け、全て記号化することにする。

(5) この数値はS町立Z公民館資料によるものである。また、高齢者世帯に分類されないものの、子供がI部落の外に出て生活しており、I部落に帰ってくる目処が全く無い高齢者世帯予備軍とも言うべき家は、高齢者世帯よりもさらに多いという。

(6) 有賀は「屋敷地を借りる以前には、地主と何の関係もなくても、屋敷を借りた場合に名子としての関係が生」じ（有賀喜左衛門 一九六七 六六〜六七頁）、「作子は屋敷以外の土地を借りて耕作する場合にその地主との関係において」呼称されると指摘している（有賀喜左衛門 一九六七 一〇五頁）。

(7) Yが最後に名子として分家を許した家は、跡取りが他出したため絶家し、農地解放によって解放された土地はYのあずかり知らぬところで処分されたが、屋敷地はYに返却されたという。なお、この家を名子分家として独立させて以降、名子分家が創設されたという例はない。

(8) 以降、便宜上Aに移ったSをASと記し、I部落に残り、ASの後その屋敷地に入りSの屋号で呼ばれるようになった家をISと記すことにする。したがって、ASに家番号を付すことはできず、家番号16を付す場合にはISのことを指す。

(9) 第二次世界大戦以前、I部落の親方の家では召使は一番近い板の間のダイドコロで食事することが一般的であったが、59家の初代が杜氏となった際には台所より、格が高く客に対応するための部屋であるジョウイという部屋で、親方の家族

と一緒に食事をとりに、親方はザシキで食事をとっていたという。なお、召使の食事はダイドコメシといい、ジョウイで食事を取ることはナカメシ、ザシキでの食事はザシキメシといった。

(10) 石神のモノグラフは本文五二六頁前篇、後篇一、後篇二の三篇から構成されており、昭和一〇年以前を記述した前篇は本文三五二頁、四章立てで構成されている。この中で、有賀は第二章の給付関係に一三六頁もの記述を割っている。このことから石神のモノグラフが大屋と名子との給付関係を核として描かれたことは明らかであろう。

主要参考文献一覧

有賀喜左衛門 一九六六年 『日本家族制度と小作制度』(『有賀喜左衛門著作集』 I・II、未来社)

一九六七年 『有賀喜左衛門著作集』 III 未来社

岩本由輝 一九九七年 「柳田國男の共同体論」『家と共同体―日欧比較の視点から―』法政大学出版局

及川 宏 一九三八年 「信州諏訪塚原村に於ける分家について」『民族学研究』四―三(『同族組織と村落生活』一九六七年

未来社所収)

大竹秀男 一九六二年 『封建社会の農民家族』創文社

木下 彰 一九七九年 『名子遺制の構造とその崩壊』御茶の水書房

喜多野清一 一九四〇年 「甲州山村の同族組織と親方子方慣行―山梨県北都留郡柵原村大垣外を中心として―」『民族学年

報』二

一九七六年 『家と同族の基礎理論』未来社

鈴木 宏 一九九八年 「福岡の給人について」『二戸史料叢書 第二集 福岡通代官所文書 中』二戸市史編纂委員会

長谷川善計・竹内隆夫・藤井勝・野崎敏朗 一九九一年 『日本社会の基層構造』―家・同族・村落の研究―、法律文化社

藤井 勝 一九九七年 『家と同族の歴史社会学』刀水書房

森嘉兵衛 一九八四年 『森嘉兵衛著作集』第五卷 法政大学出版局

追記

本稿は比較家族史学会第41回研究大会で行なった発表の一部を原稿化したものである。発表の機会を与えていただいた岩本由輝先生をはじめとする実行委員の方々に記してお礼を申し上げる。

(佛敎大学 民俗学)